

和泉市プレミアム付商品券事業

取扱店募集要項

和泉市プレミアム付商品券事務局

和泉市プレミアム付商品券とは

和泉市プレミアム付商品券とは、本年10月1日からの消費税・地方消費税の10%への引き上げが、和泉市に在住する低所得者及び子育て世帯（0～2歳児）の消費に与える影響を緩和するとともに、地域の消費喚起と経済の下支えを行うために発行される、和泉市内の小売・飲食・サービス業の店舗等において使用可能な商品券です。この商品券は、1セット5,000円分が4,000円で販売され、1人当たり最大5セット2万5,000円分（購入価格は2万円）まで購入することができます。

商品券の概要

商品券発行者	和泉市
発行総額	10億5,000万円（プレミアム分含む）
発行冊数	21万冊（予定）
額面金額	1冊5,000円（額面金額500円券×10枚綴り）
販売価格	1冊4,000円
有効期間	2019年10月1日（火）から2020年2月29日（土） ※有効期限を経過した商品券は無効とする。
販売期間	2019年10月1日（火）から2020年2月14日（金）
販売場所	郵便局（市内21店舗） ※簡易郵便局（北池田・坪井）を除く JAいずみの（市内6支店）
購入対象者	(1) 2019年度住民税非課税者（課税基準日：2019年1月1日） ※住民税課税者と生計同一の配偶者・被扶養者、生活保護被保護者等を除く。 (2) 3歳未満の子（2016年4月2日～2019年9月30日までに生まれた子）が属する世帯の世帯主
購入限度額	上記(1)の該当者：券面額2万5,000円（販売額2万円） 上記(2)の該当者：券面額2万5,000円（販売額2万円）×3歳未満の子の数
利用方法	取扱店が取扱う商品の購入・サービスの提供等の代金支払に利用
商品券使用店舗	事前に商品券使用店舗として登録申込みされた和泉市内の小売・飲食・サービス事業者の事業所及び店舗（一部業種は店舗を有し、消費者に直接販売・サービスを行うものに限る。）
登録店舗負担	商品券使用登録店舗応募費用及び換金手数料の負担は無し

和泉市プレミアム付商品券事業 取扱店募集要項

【取扱店の登録】

○資格要件

- ①和泉市内に立地する店舗・事業所があること
- ②『和泉市プレミアム付商品券事業 取扱店募集要項』を遵守すること

○募集期間

2019年7月1日（月）から2019年7月31日（水）まで

上記の募集期間までに登録手続きを完了した事業所は、『和泉市プレミアム付商品券取扱店舗一覧』及び和泉市・和泉商工会議所ホームページに掲載いたします。上記の募集期間を過ぎても、随時登録申込みを受け付けますが、募集期間後の登録につきましては、和泉市または和泉商工会議所ホームページにのみ掲載となります。

○登録方法

『和泉市プレミアム付商品券取扱店登録店舗登録申請書』に必要事項を記入のうえ、下記事務局へFAXまたは郵送で提出してください。

○登録場所

〒594-1144 和泉市テクノステージ三丁目1番10号
和泉市プレミアム付商品券事務局（和泉商工会議所内）
FAX.0725 - 53 - 4747

【応募資格】

○下記の応募資格要件をいずれか一つでも満たさない場合、登録できません。

- ①「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っていない者であること。
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていない者であること。
- ③和泉市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されていない者等であること。
- ⑤役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人

並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。

- ⑥暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑦役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ⑧役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

【商品券の利用範囲(制限)】

○次に示す内容について商品券の利用は出来ません。

- ①出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等)
- ②有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ④事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ⑤土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い
- ⑥現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑦「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- ⑧特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い
- ⑨商品券の交換又は売買
- ⑩その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの

○注意事項

つり銭は出さない。また、払い戻しはしないこととする。

【取扱店の表示及び配布物】

○取扱店は、店頭・店先等に商品券取扱店表示ステッカー及びポスター等を必ず掲示し、消費者に周知する。

- ・ステッカー 商品券を利用いただけるお店であることが分かるように、店頭・店先がよく見える場所に掲示すること。
- ・ポスター 商品券を利用いただけるお店であることが分かるように、店頭・店先がよく見える場所に掲示すること。
- ・商品券見本 商品券の偽造確認に使用すること。

【取扱店の責務】

- ①商品券の利用範囲内において、商品券の受け取りを拒まないこと。
- ②商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- ③商品券が偽造であったり、不正に使用されていることが明らかな券の受け取りについては拒否すること、また、その際速やかにその事実を和泉市福祉総務課プレミアム付商品券担当及び警察に報告すること。
- ④自ら商品券を購入し、自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不法行為をしないこと。
- ⑤回収した商品券を、回収に回さずに他の取扱店で使用しないこと。
- ⑥その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないこと。

【注意事項】

○偽造商品券

- ①取扱店は、消費者から商品券を受け取る際、偽造されたものでないかを確認すること。（商品券には偽造対策を施している。）
- ②商品券を受け取った取扱店は、再流通を防止するため、裏面の指定欄に取扱店名を記入（押印）すること。

○個人情報

- ①登録申請時に提出された個人情報は、商品券発行に係る事務処理のため発行者に提供することとする。
- ②発行者は、提供された個人情報を本事業以外の用途に使用しない。

【その他留意事項】

- ①『和泉市プレミアム付商品券事業取扱店募集要項』に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、和泉市プレミアム付商品券担当がその対応を決定する。
- ②取扱店の情報（店舗名、所在地等）は、『和泉市プレミアム付商品券取扱店一覧』としてチラシ、和泉市または和泉商工会議所のホームページ等で広報する。

【商品券の換金方法】

○商品券の換金は、和泉商工会議所より後日登録された振込先に請求金額を振込。

●換金期間（請求期間）

換金に係るスケジュールは以下の通りとする。

	請求期間	支払日
第1回目	令和元年10月1日～令和元年10月31日	令和元年11月29日
第2回目	令和元年11月1日～令和元年11月29日	令和元年12月27日
第3回目	令和元年12月2日～令和元年12月27日	令和2年1月31日
第4回目	令和2年1月6日～令和2年1月31日	令和2年2月28日
第5回目	令和2年2月3日～令和2年3月9日	令和2年3月31日

【お問合せ先】

○和泉市 福祉総務課 プレミアム付商品券担当

9:00～17:15（土・日・祝日除く）

〒594-0071 和泉市府中町四丁目20番2号 （和泉市役所分館内）

※市役所本庁ではありません。分館は本庁から離れた場所にあるため、ご注意ください。

TEL 0725-51-7806 / FAX 0725 - 41 - 3110

ホームページ (<http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/>)

○和泉市プレミアム付商品券事務局（和泉商工会議所内）

平日9:00～17:15（土・日・祝日除く）

〒594-1144 和泉市テクノステージ三丁目1番10号

TEL 0725 - 53 - 0330 / FAX 0725 - 53 - 4747

ホームページ (<http://www.izumicci.jp>)